

さくら通信4月号

2009年4月 No. 52

3人目の公認会計士

私共の事務所に3人目の公認会計士が誕生しました。氏名は渡邊功、東京大学経済学部博士課程を経て、公認会計士試験に合格した俊才ですが、甘いもの、将棋、音楽が好きで柔和な好青年です。優秀な会計人を育成するという事務所理念が実現し、大変嬉しく思っています。

当人は今後も事務所で一緒にやっていきたいという意向を持っておるようですので、今後の活躍が楽しみです。
(竹内)

固定資産税の縦覧制度

平成21年度は3年に1度の固定資産税評価替えの年です。

これに伴い、4月から全国の市町村で土地・家屋の縦覧が開始されます。

固定資産税の縦覧制度とは、他人の土地や家屋の評価額と比較して自己の資産に係る評価額が正しいか、適正かどうかを確認するための制度です。

縦覧期間は、徳島市の場合、4月1日から4月30日まで。時間は8時30分から17時までです。(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

また、縦覧をする際は、納税者本人の場合は本人確認ができるもの、委任を受けている場合は代理人であることを確認できるものを持参する必要があります。

縦覧の結果、登録された固定資産の価格に不服があるときは、市町村に設置されている固定資産評価審査委員会に対して審査申出をすることができます。

くわしくは、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

(大寺)

お知らせ

- 本年度65歳になる方(S19.4.1~S20.3.31生)は、4月分より雇用保険料が不要となりますので、ご注意ください。
- 平成20年分確定申告分の振替日は次の通りです。
 - ※ 所得税・・・平成21年4月22日(水)
 - ※ 消費税及び地方消費税・・・平成21年4月27日(月)残高等ご確認お願い致します。

裏面も御覧下さい

雇用維持に努力される事業主のみなさまへ

中小企業緊急雇用安定助成金のご案内

従来の雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度が創設されました。
(平成20年12月からの当面の間の措置となります。)

世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部が助成されます。

平成21年2月6日より要件が見直しされました。

1. 支給要件の確認方法の緩和

生産量が前年同期又は直前3ヶ月と比較して5%以上減少していることという生産量要件について、これまでは生産量でみることを原則としておりましたが、今後は「売上高又は生産量」のどちらの指標を用いても構いません。

2. 休業等（休業及び教育訓練）規模要件の廃止

暦日又は賃金締切期間における休業等を行った日の延日数が所定労働延日数の20分の1以上である必要がありましたが、要件を廃止し、休業等日数に応じて助成されます。

3. 支給限度日数の引き上げ

改正前	改正後
3年間で200日（最初の1年間で100日を限度） ※制度利用後1年間を経過するまでの期間は、再度制度を利用する事が出来ませんでした。	3年間で <u>300日</u> （最初の1年間で <u>200日</u> を限度） ※ <u>連続した利用が可能</u> です。

4. 短時間休業

短時間休業を実施する場合は対象労働者全員について1時間以上、一斉に行う必要がありましたが、対象労働者毎に1時間以上行われる休業についても助成の対象となります。

(公共職業安定所リーフレット抜粋)

詳しくは、当事務所又はハローワーク（公共職業安定所）で、お尋ね下さい。

(西谷)

表面も御覧下さい

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容は万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181